

国立市個人情報保護条例改正素案・現行条例対照表

改正素案	現行条例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報として記録されるもの又は記録されたものであって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>個人事業主の個人番号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するため、現行条例の定義では「個人情報」から除かれてしまいますが、番号法上の取扱いと同様に「個人情報」として保護する必要があることから、ただし書を削除します。</p> </div> <p>(2) 個人情報ファイル <u>保有個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、国立市情報公開条例(平成14年12月国立市条例第35号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する情報に該当するものに限る。以下この号において同じ。)を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u></p> <p>イ <u>アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報として記録されるもの又は記録されたものであって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。<u>ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u></p>

改正素案	現行条例
<p data-bbox="181 212 1086 308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">用語の意味を明確にするため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の定義と同様の定義を新設します。</p> <p data-bbox="147 347 1104 459">(3) <u>個人番号</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p data-bbox="147 491 1104 643">(4) <u>特定個人情報</u> 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。次号において同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p data-bbox="147 675 1104 746">(5) <u>特定個人情報ファイル</u> 個人番号を含む個人情報ファイルをいう。</p> <p data-bbox="147 778 1104 850">(6) <u>情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p data-bbox="181 882 1086 946" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(3)~(6) 番号法施行に伴い定義を新設します。</p> <p data-bbox="147 978 1104 1018">(7) <u>実施機関</u> 次に掲げるものをいう。</p> <p data-bbox="174 1042 1104 1114">ア 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会</p> <p data-bbox="174 1145 504 1177">イ 国立市土地開発公社</p> <p data-bbox="147 1209 1104 1281">(8) <u>事業者</u> 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p data-bbox="147 1313 555 1345">（個人情報取扱業務の登録等）</p> <p data-bbox="114 1369 264 1401">第6条 略</p>	<p data-bbox="1160 978 1704 1018">(2) <u>実施機関</u> 次に掲げるものをいう。</p> <p data-bbox="1187 1042 2119 1114">ア 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会</p> <p data-bbox="1187 1145 1516 1177">イ 国立市土地開発公社</p> <p data-bbox="1160 1209 2119 1281">(3) <u>事業者</u> 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p data-bbox="1160 1313 1570 1345">（個人情報取扱業務の登録等）</p> <p data-bbox="1126 1369 1276 1401">第6条 略</p>

改正素案	現行条例
<p>2～4 略</p> <p>5 実施機関は、前各項の登録又は抹消をしたときは、速やかに<u>国立市情報公開条例第15条に定める国立市情報公開及び個人情報保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）に報告するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>（取扱いの制限）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報の取扱いをしてはならない。ただし、法令の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ_____</p> <hr/> <p>_____の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にし、その目的達成のために必要な範囲を超えてはならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 実施機関は、前各項の登録又は抹消をしたときは、速やかに_____</p> <hr/> <p>_____審議会_____に報告するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>（取扱いの制限）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報の取扱いをしてはならない。ただし、法令の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ<u>国立市情報公開条例</u>（平成14年12月国立市条例第35号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）第15条に定める<u>国立市情報公開及び個人情報保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にし、その目的達成のために必要な範囲を超えてはならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p>

改正素案	現行条例
<p data-bbox="168 215 1052 422">第8条の2（特定個人情報の収集等の制限）の規定を置くため、特定個人情報を除外することも考えられますが、適正かつ公正な手段による収集などの規定は特定個人情報についても同様に必要と考えられることから、第1項及び第2項については除外しないこととします。</p> <p data-bbox="123 470 1108 582">3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="168 598 1052 694">特定個人情報の収集については、第8条の2で規定することから、特定個人情報を除外します。</p> <p data-bbox="145 726 1108 1420"> (1) 法令の規定に基づき収集するとき。 (2) 本人の同意に基づき収集するとき。 (3) 出版、報道等により既に公にされている個人情報を収集するとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。 (5) 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。 (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集したのでは事務の目的の達成又は円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他 </p>	<p data-bbox="1153 470 2116 582">3 実施機関は、個人情報_____を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="1153 726 2116 1420"> (1) 法令の規定に基づき収集するとき。 (2) 本人の同意に基づき収集するとき。 (3) 出版、報道等により既に公にされている個人情報を収集するとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。 (5) 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。 (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集したのでは事務の目的の達成又は円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他 </p>

改正素案	現行条例
<p>本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。この場合において、実施機関は、必要があると認めるときは審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p><u>(特定個人情報の収集等の制限)</u></p> <p><u>第 8 条の 2 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>特定個人情報の収集・保管の制限については、番号法第 20 条が直接適用されることから、必ずしも条例で定める必要はありませんが、分かりやすくするため、確認規定を設けます。</p> </div> <p><u>(利用及び提供の制限)</u></p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報（<u>特定個人情報を除く。以下この条において同じ。</u>）を収集したときの収集目的以外の目的に当該個人情報を利用（以下「<u>目的外利用</u>」という。）し、又は提供（以下「<u>目的外利用等</u>」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>特定個人情報の利用については第 9 条の 2 で、提供については第 9 条の 4 で規定することから、特定個人情報を除外します。</p> </div> <p>(1) 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で特に必要</p>	<p>本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。この場合において、実施機関は、必要があると認めるときは審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p><u>(利用及び提供の制限)</u></p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報_____を収集したときの収集目的以外の目的に当該個人情報を利用_____し、又は提供（以下「<u>目的外利用等</u>」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で特に必要</p>

改正素案	現行条例
<p>と認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>2 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出るとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用等をしたときは、遅滞なくその旨を審議会に報告しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用等をしたときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用等をしたときは、その記録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p><u>第9条の2 実施機関は、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を目的外利用してはならない。ただし、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>番号法では、特定個人情報の目的外利用は本条第1項ただし書の場合にしか認められないことから、規定を新設します。また、情報提供等記録については、目的外利用が一切禁止されることから、本条の適用除外とし、第9条の3で規定します。</p> </div> <p>2 <u>前条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による目的外利用について準用する。この場合において、同条第2項、第3項及び第5項中「目的外利用等」とあるのは「目的外利用」と、同条第4項中「第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用等をしたとき」とあ</u></p>	<p>と認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>2 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出るとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用等をしたときは、遅滞なくその旨を審議会に報告しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用等をしたときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用等をしたときは、その記録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。</p>

改正素案	現行条例
<p>るのは「第9条の2第1項ただし書の規定により目的外利用をしたとき（本人の同意がある場合を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>番号法に規定はありませんが、住民の権利利益の保護に資するため、特定個人情報の目的外利用についても、届出・公表、審議会への報告、本人通知等の規定を準用するものとします。</p> <p>（情報提供等記録の利用の制限）</p> <p>第9条の3 実施機関は、情報提供等記録を目的外利用してはならない。</p> <p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>第9条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p> <p>特定個人情報（情報提供等記録を含む）の提供の制限については、番号法第19条が直接適用されることから、必ずしも条例で定める必要はありませんが、分かりやすくするため、確認規定を設けます。</p> <p>（個人情報ファイルの作成）</p> <p>第11条 実施機関は、登録業務に係る個人情報を処理するに当たって、電子計算組織を利用した個人情報ファイルを新たに作成しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（電子計算組織の結合等の禁止）</p>	<p>（個人情報ファイルの作成）</p> <p>第11条 実施機関は、登録業務に係る個人情報を処理するに当たって、電子計算組織を利用した個人情報ファイルを新たに作成しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（電子計算組織の結合等の禁止）</p>

改正素案	現行条例
<p>第12条 実施機関は、電子計算組織を利用する個人情報については、実施機関以外のものと情報伝達システムを利用して有機的にこれを結合し、又はその他の手段により自動的に個人情報を提供してはならない。ただし、審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認め、規則で定めるときは、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第11条及び第12条 法令の規定により実施しなければならない事項についても、実施に当たっての個人情報保護のための留意点等に関し、審議会の意見を聴くことが必要であると考えられることから、特定個人情報についても除外することなく、現行規定を維持します。</p> </div> <p>(訂正の提供先への通知)</p> <p><u>第23条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の訂正(情報提供等記録の訂正を除く。)をした場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前条の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</u></p>	<p>第12条 実施機関は、電子計算組織を利用する個人情報については、実施機関以外のものと情報伝達システムを利用して有機的にこれを結合し、又はその他の手段により自動的に個人情報を提供してはならない。ただし、審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認め、規則で定めるときは、この限りでない。</p>

改正素案	現行条例
<p data-bbox="170 236 1061 344">番号法では、自己情報の訂正請求により情報提供等記録の訂正をした場合には、必要に応じ総務大臣等に通知することとしているため、規定（第2項）を新設します。</p> <p data-bbox="170 357 1061 466">また、情報提供等記録以外の個人情報に係る訂正があった場合についても、本人の権利利益の保護に資するため、同様の規定（第1項）を新設します。</p> <p data-bbox="170 549 318 577">（削除請求）</p> <p data-bbox="120 612 1106 766">第24条 何人も、<u> </u>自己情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、<u>当該自己情報の削除の請求</u>（以下「削除請求」という。）をすることができる。</p> <p data-bbox="152 810 1106 880">（1）<u>第7条又は第8条若しくは第8条の2の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u></p> <p data-bbox="152 912 1106 983">（2）<u>番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</u></p> <p data-bbox="170 1015 497 1043">（目的外利用等中止請求）</p> <p data-bbox="120 1078 1106 1232">第25条 何人も、<u> </u>自己情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、<u> </u>当該個人情報の利用又は提供の中止の請求（以下「目的外利用等中止請求」という。）をすることができる。</p> <p data-bbox="152 1264 1061 1292">（1）<u>第9条又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。</u></p> <p data-bbox="152 1324 1061 1353">（2）<u>第9条又は第9条の4条の規定に違反して提供されているとき。</u></p>	<p data-bbox="1169 549 1317 577">（削除請求）</p> <p data-bbox="1137 612 2123 766">第24条 何人も、<u>実施機関</u>に対し、<u>自己情報</u>について、<u>第7条又は第8条の規定に違反して収集され、又は保管されていると認めるときは、その </u>削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。</p> <p data-bbox="1169 1015 1505 1043">（目的外利用等中止請求）</p> <p data-bbox="1137 1078 2123 1232">第25条 何人も、<u>実施機関</u>に対し、<u>自己情報</u>について、<u>第9条の規定によらないで利用され、又は同条の規定に違反して提供されていると認めるときは、当該個人情報の利用又は提供の中止の請求</u>（以下「目的外利用等中止請求」という。）をすることができる。</p>

改正素案	現行条例
<p data-bbox="170 209 1032 549">番号法では、特定個人情報の目的外利用の制限、収集・保管制限、ファイル作成制限及び提供制限が定められ、これらの制限に違反した場合に利用停止（削除を含む）請求を認めることとしているため、特定個人情報の収集・保管制限（第8条の2）違反及びファイル作成制限（番号法第28条）違反の場合を第24条に追加し、特定個人情報の目的外利用の制限（第9条の2）違反及び提供制限（第9条の4）違反の場合を第25条に追加します。情報提供等記録については、番号法により利用停止請求（消去を含む）の対象外とされていることから、除外します。</p> <p data-bbox="159 632 461 660">（他の制度との調整等）</p> <p data-bbox="118 692 1099 804">第30条 この条例は、法令に個人情報（特定個人情報を除く。）の閲覧若しくは縦覧、訂正、削除、又は利用の中止に関し規定があるときは、適用しない。</p> <p data-bbox="170 831 1055 943">番号法では、他の法令により同一の方法で開示が認められる場合であっても、番号法に基づく開示を重ねて認めることとしているため、特定個人情報を除外します。</p> <p data-bbox="125 1015 203 1043">2 略</p> <p data-bbox="159 1075 584 1104">（事故発生時の本人への通知等）</p>	<p data-bbox="1167 632 1469 660">（他の制度との調整等）</p> <p data-bbox="1133 692 2114 804">第30条 この条例は、法令に個人情報_____の閲覧若しくは縦覧、訂正、削除、又は利用の中止に関し規定があるときは、適用しない。</p> <p data-bbox="1140 1015 1218 1043">2 略</p>

改正素案	現行条例
<p data-bbox="116 199 1102 399">第39条の2 <u>実施機関は、その保有する個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、滅失、不当な流通その他の事故が発生したときは、当該事故の内容、規模、発生場所及び発生状況その他当該実施機関が必要と認める事項を当該個人情報の本人に対して通知し、又は公表しなければならない。</u></p> <div data-bbox="152 414 1075 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>実施機関の保有する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に、本人の権利利益の保護に資するため、本人への通知等を実施機関に義務付ける規定を新設します。通知の対象は、特定個人情報に限らず、広く「個人情報」として扱います。また、市が責任を持って対応することができる範囲に限定し、「実施機関の保有する個人情報」として扱います。</p> </div> <p data-bbox="152 710 257 742">(罰則)</p> <p data-bbox="116 774 1102 965">第42条 <u>実施機関の職員若しくは職員であった者、受託者若しくは受託者であった者又は指定管理者の管理する国立市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第2号アに係る個人情報ファイル</u></p> <hr/> <p data-bbox="152 1013 1102 1133">_____ (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <div data-bbox="152 1165 1075 1276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>個人情報ファイルの定義規定(第2条第2号)を設けたことから、規定を整理します。</p> </div> <p data-bbox="116 1316 257 1348">2～6 略</p>	<p data-bbox="1556 135 1691 167">現行条例</p> <p data-bbox="1164 710 1265 742">(罰則)</p> <p data-bbox="1131 774 2116 925">第42条 <u>実施機関の職員若しくは職員であった者、受託者若しくは受託者であった者又は指定管理者の管理する国立市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された</u></p> <p data-bbox="1153 933 2116 1133"><u>個人情報を含む情報の集合物であって、一定の業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)</u>を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="1131 1316 1265 1348">2～6 略</p>